

事業所名		此花区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		昨 年 度				今 年 度			
0-1 実施状況について									
事業所名	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会							
	法人所在地	大阪市東淀川区小松1丁目14-12							
	事業所名称	地域生活支援センター 風の輪				風の輪 (平成28年6月1日変更)			
	事業所所在地	大阪市西淀川区姫島6丁目3-44							
	電話番号	06-6475-7717							
	実施曜日	月～土							
	実施時間	9:00～17:45							
同一場所で実施しているその他の事業	西淀川区障がい者相談支援センター 風の輪ホームヘルプ (居宅介護・行動援護・重度訪問介護・移動支援)								
実施法人で実施しているその他の事業	風の子保育園・風の子ベビーホーム (保育園)、風の子児童館、水仙の家 (居宅介護支援・通所介護・居宅介護)、淡路こども園・姫島こども園 (児童発達支援センター)、風の子そだち園・ワークセンター豊新 (生活介護)、豊新ホームヘルプ (居宅介護・行動援護・移動支援)、姫島風の家・イーハトブ風の家 (共同生活援助)、淡路こども園デイサービス・姫島デイサービス・風の子デイサービス (児童発達支援事業・放課後等デイ)								
事業所の特長	水仙福祉会は平成12年より障がい児等療育支援事業、平成18年から保健福祉圏域 (西淀川区・淀川区・東淀川区) に基づいた委託相談支援事業を大阪市より受託し、当事業所はそれぞれの事業を運営してきた。また、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターとして行政や地域の様々な資源と連携しながら、支援・コーディネートに努めるとともに、地域自立支援協議会を運営し、区内障がい者施策を推進している。 此花区障がい者相談支援センターは平成27年度より運営を開始。事務所所在地は西淀川ではあるが、行政はじめ、平成26年度まで受託していた事業所や区内外の関係機関の多大な協力や支援により、少しずつではあるが、風の輪の名が認識されてきた。								
0-2 事務室等について		昨 年 度				今 年 度			
事務室 相談室 その他	事務室	7 m ²	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	相談室	13 m ²	<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	その他		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況		昨 年 度				今 年 度			
	常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員		
	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	
		2 人		1 人					
0-4 職員の勤務体制		昨 年 度				今 年 度			
		月～土曜日の9:00～17:45までのシフト制で勤務している。但し、緊急援助ケースに関してはその都度対応。時間外・休日・年末年始の受付は、固定電話の留守電ならびに事務所携帯電話の案内を行い、受けられる体制を整えている。							
0-5 ピアカウンセリングの実施状況		昨 年 度				今 年 度			
	障がい名	実施曜日	実施時間		障がい名	実施曜日	実施時間		
	知的障がい (親の立場として)	月～土 (応相談 事前調整)	9時～17時45分 (応相談 事前調整)						

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般	昨 年 度	今 年 度
1-0 理念・基本方針		
	<p>当法人は、児童・障がい（児）者・高齢者などを対象に、これまで様々な先駆的・開拓的福祉活動をおこなっており、常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持った保育、療育、介護をおこなうとともに、利用者が家族とともに、地域で当たり前暮らしのために必要な支援を実施しています。</p> <p>風の輪は当法人としての理念・基本方針と連動し、障がいのある人と、その家族が自然に、当たり前の生活ができるような環境づくりの手伝いをしています。</p> <p><基本方針></p> <p>① 支援を行う場合には、その人の意思や感情表現、自己表現を大切に、人との信頼関係を基盤とした自信や意欲が持てるように援助し、本人と家族、身近な人たちとの間に気持ちを通じ合う良い人間関係を作れる事を第一に考えます。</p> <p>② その上で、具体的な支援のあり方を提案し、関係機関との連携・調整を行います。</p> <p>③ 個別支援会議を最重視し、関係者がそれぞれの領域にとらわれず、利用者第一の考えに基づいた意見・提案が行われるような環境づくりに取り組みます。</p> <p>④ 障がい（児）者についての研修や勉強等の自己研鑽を続けます。</p> <p>⑤ 行政・相談機関・事業者・当事者・地域の人たちがネットワークを作り、本人主体という視点で福祉サービスや地域でのシステムのあり方を検討していく中核的役割を果たすべく、地域自立支援協議会の活性化に取り組みます。</p>	

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-1 運営体制		昨年度		今年度	
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取り組みを示すものとして、委託期間全体を通じた計画が定められている。	5	事業所としての事業計画を1年ごとに作成している。	5	
	委託期間全体を通じた計画を踏まえて年度ごとの事業計画を策定している。	5	年度ごとの事業報告や事業計画を作成し、法人理事会にて承認を受けている。	5	
委託期間全体を通じた計画及び年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	5	年度末に事業報告書を作成し、実施内容毎の確認と反省および評価を行っている。何ができて何ができなかったのか、次年度へ向けての話し合いも同時に行っている。	5		
d	事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	3	特に反省点については、内部で議論し、次期計画に改善策を盛り込んでいる。	4	昨年度の反省を踏まえ、自立支援協議会の活性化に取り組み、部会については、相談支援事業所・居宅介護事業所・こどもに加え、今年度は相談員（身体・知的）・グループホームを設置し、計5部会体制となり、運営会議、全体会の流れを整えることができた。
			此花区については、委託1年目という事で、関係機関に多くの協力と支援を得る結果となった。2年目は自立支援協議会をより活性化させる取り組みを行っていきたい。		自己評価や自立支援協議会での意見については、次期計画に反映させていく。

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施		昨年度		今年度	
1-2-① 自己決定の尊重		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4	事前の情報提供は、可能な限り本人が理解できるよう工夫するとともに、日中施設や余暇活動、居宅支援等の体験・経験の機会を確保することで、利用者や家族の主体的な意思決定の環境を整えている。	4	
			自己決定の原則とは、本人に決めてもらうことではなく、本人が決めるそのプロセスを支えること、何をもってよしとするのか、その答えを本人自身が導きだせるように専門的に支え続けること（市大 岩間教授）に全力を挙げて取り組む。		
1-2-② エンパワメントの重視		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	3	本人中心の支援、すなわち本人のニーズに応じた援助を行うべく、専門家が各分野の専門性を発揮し、連携を取り合う支援をコーディネートする。まず本人が発信する、発信しやすい環境を整えることが、本人のエンパワメントに繋がるため、さらに努力していく。	4	自立支援協議会の相談支援事業所部会、居宅介護事業所部会において、勉強会を継続的に実施。本人のエンパワメントを引き出すために、何が必要なのかを議論している。
			より一層、本人主体の支援に取り組むために、外部研修、内部研修を充実させ、本人が意思決定できるためのプロセスに寄り添う支援を行っていく。		エンパワメントのみならず、相談支援全体の質向上のため、勉強会や研修会を企画・実施していくことで、本人主体の支援体制を築いていく。

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	3	行動等からの推測、筆談、写真、コミュニケーションボード、iPadなどを使った個別の対応はもちろん、身体、精神的障がいがある方への対応は、他の相談支援事業者や関係機関との連携を図りながら行っているが、独自では点字や手話などの対応はできていない。	3	
			手話、点字対応については、ボランティアグループ等に協力を依頼し、個別対応に備えていく。		
b	一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4	どんなに重度の方でも、その行動や表情には意味がある。推測と確認を繰り返す事で、その人の気持ちに寄り添う事ができる。法人が大事にしている理念のもと、常に本人の意思決定支援に心がけている。	4	
			まず、本人のいるところから始める。 ①本人の立場に立って、生活の中で何がしんどいのかを明らかにする。 ②本人の立場から問題行動の意味合いを理解する そして本人の存在を認める。コミュニケーションも重要だが、気持ちに寄り添うことの重要性を心がけていく。		
c	意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4	日常利用者と関わっている施設職員、事業所職員や家族・知人等との連携や聞き取りはもちろんであるが、行動や表情を一緒に推測し、気持ちを確認していく事も大事であると考えている。	4	

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めているけるような支援に努めている。	4	言葉が出ない、あるいは言葉が話せても十分に気持ちが伝えられない、嫌と言えない利用者のしんどさや苦しみをまず理解する事から支援を考え、代弁を行う事が重要と考えている。その積み重ねが利用者との信頼関係を深め、本人の力を高めていく事に繋がると考えた支援を行っている。	4	
			十分に気持ちを伝えられない、嫌と言えない利用者、不自由な身体状態をどう受け止めているのか、どのような気持ちで支援を受けているのか等、本人の思いに寄り添い理解する事に努めていきたい。同時に関係機関にも理解してもらえよう担当者会議等を充実させる。		
b	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	4	発生はもちろんの事、疑いであっても利用者の代弁者として、迅速に行政機関・専門機関と連携しながら積極的に対処を行っている。特に最近、福祉的というより、営利的な事業所の存在も見受けられるようになり、今後もこの問題にはしっかり取り組んでいく。	4	障がい者差別に関する人権侵害が発生した場合の相談窓口を地域住民が理解することを目的に、此花区役所の独自事業「このはな地域見守りタイ」を設置している9地域の研修会に区社協の協力を得て、訪問し、区障がい者相談支援センターや自立支援協議会の役割の説明と障害者差別解消法の啓発活動を行った。
			本年度より障害者差別解消法が施行され、区障がい者相談支援センターも相談窓口を担うことになる。当事者と地域の住民との橋渡しを行い、住みやすい街づくりに微力ながら努めていく。		
c	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4	利用者が虐待をうけている可能性がある場合はもちろん、疑われるような状況が見られた時、通報を受けた時などにおいては、迅速に関係行政機関と連携し、聞き取り調査やコアメンバー会議などに参加し、対策を検討し、区障がい者相談支援センターとしての対応を行っている。	4	
			虐待の背景として、家族そのものが問題を抱え、疲れているという事があるので、虐待原因の分析を行い、必要なサポートを実施し、予防のための体制づくりにも行政機関とともに関わっていく。		

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		昨年度		今年度	
1-3-① 他の関係機関との連携		評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
a	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	3	行政や多方面に亘る関係機関の支援と協力、理解を得て、設置要綱の変更、協議会の組織変更を行うことができた。 今後は、各部会(相談・居宅・こどもに加え、相談員・GH)については身近な問題(現場の問題点の把握と解決)協議、全体会については地域福祉の観点からの協議の場としたい。特に、各地域に協議会が出向き、障がいの理解や相談窓口の広報にも努めていきたい。	4	相談支援事業所・居宅介護事業所・こども・相談員(身体、知的)・グループホームの5部会とし、部会長を中心にまとまりのある体制となった。各部会長に区社協、区役所を加えた運営会議、2ヶ月に1度の全体会も軌道に乗り、情報交換のみならず区内の障がい福祉に関する議論も活発化してきた。区役所担当者と区障がい者相談支援センターとの連携も順調に進んでいる。 特に相談支援事業所部会のさらなる充実に努めていきたい。区内の指定相談事業所が7ヶ所(風の輪含む)に増え、区外と合わせ13ヶ所での構成となり、一層の質向上が求められている。サービス調整だけでなく、本人主体の支援を浸透させることが、非常に大きな課題と認識している。
b	協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	3	区障がい者相談支援センターとして、まだまだ努力不足の感が否めない。 障がい福祉サービス事業所のみならず、区社協、地域包括、民生委員、身体障がい者連合会や、各種団体・機関と協働・連携し、区障がい者相談支援センターとしての広報や業務内容の告知に努めていきたい。	4	自立支援協議会やケース検討、イベント等を通じ、区内関係機関や関係団体との協働が増え、連携は深まりつつある。また、自立相談支援窓口(生活困窮)とは連携支援ケースが増えている。 介護保険制度を利用する親との同居や障がい者本人の高齢化等高齢者支援との協働・連携はますます重要になるため、地域包括支援センターのみならず、ケアマネジャー連絡会等との定期的な情報交換が持てるよう取り組んでいきたい。
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
a	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	3	日中施設については、昨年度末、地域活動支援センターが1か所閉所され、特に精神障がいがある方は隣接区への紹介が多くなった。相談支援事業所も隣接区からも参加。ただ、計画相談率は徐々に上がってきており、支援の輪は広がっていると考えている。 本年度は区内に相談支援事業所を立ち上げる予定もあり、資源の少なさを考えるより、どうすれば住み慣れた地域生活を継続して送っていけるかを関係機関全員で考えていくという環境づくりを行なっていく。	4	相談支援事業所、放課後等デイサービス(児童発達支援)が区内に増えてきており、徐々にではあるが、グループホームの立ち上げや日中通所も検討する事業所もある。隣接区から参加している相談支援事業所の協力も得た結果、計画相談率は24区平均値まで上がった。 資源の少なさを考えるより、住み慣れた地域での生活継続のため、自立支援協議会等を通じ、障がい者支援についての研修や勉強、ケース検討を定期的に行っていく。特に、居宅介護事業所の理解が重要であり、障がい制度、障がい理解、作業所見学等の機会を設けていく。
b	障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	3	民生委員の高齢・障がい委員会からの依頼を受け、障がい制度を話す機会や、区内小・中学校校長会、教頭会にも出席する機会もあったが、ニーズの把握までには至っていない。 今後も可能な限り、地域の各機関の集まりには参加し、区障がい者相談支援センターとして一緒に考えていける事はないか、ニーズや問題点の把握に努めていく。また、地域に暮らす障がい者から「普通に見てほしい」という声を聞く中で、地域住民との媒介役を務めていく。	3	区民生委員・児童委員協議会の高齢者・障がい者委員会との意見交換や高齢者支援機関との交流をはかっていく。
c	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	2	アウトリーチ活動には取り組むことができなかった。 本年度は ①自立支援協議会として地域に出向く取り組み ②区社協が取り組む「このはな地域見守りタイ」との協力等を通じ、積極的にアウトリーチ活動に取り組んでいく。	4	此花区役所の独自事業「このはな地域見守りタイ」を設置している9地域の研修会に区社協の協力を得て、訪問し、区障がい者相談支援センターや自立支援協議会の役割の説明と障害者差別解消法の啓発活動を行った。各地域のボランティアの方々に障がい児・者に対する理解と相談支援への協力を依頼した。 昨年度より開始したスーパーマーケット内における広報活動(区南西部地域包括支援センターと合同)を継続するとともに、地域に積極的に出向く機会を引き続き実施していく。

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	3	区内の事業所はほぼ把握することができた。専門相談機関については人権・成年後見・精神医療など必要に応じて利用・相談を行っている。	3	
b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	2	区内小・中学校の校長会・教頭会に出席し、区障がい者相談支援センターの役割等を説明した。	2	
			今後も定期的に参加をお願いし、学校側からの要望や意見を取り入れたいと考えている。同時に自立支援協議会こども部会として、区内保育園や幼稚園とも、現場で起こっている障がい児との関わりについて、話を聞く機会を作っていきたい。		自立支援協議会こども部会を通じ、区子ども・子育てプラザとの話し合いを持つことができたので、現場で起こっている障がい児との関わりについて、今後保育園や幼稚園にも声をかけ、情報収集を行い、研修会を企画していく。
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3	民生委員の高齢・障がい委員会の依頼を受けて、制度等を話す機会があった。また、区社協主催のイベントにおいて、区社協・利用者を通じ、ボランティアグループとつながりを持つことができた。	3	
			本年度も引き続き協力を依頼するとともに、地域に積極的に出て行くことで地域の各種団体・機関とも交流をしていきたい。		
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	2	公共の施設については、利用した方からの情報、施設側からの情報提供を受けているが、民間施設の情報を把握するための働きかけが充分ではなく、情報を収集できていない。	2	
			障がい者差別解消法の施行を受け、ますます重要となる「合理的配慮」を意識し、当事者団体からの情報も収集していきたい。		

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取り組み		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	3	<p>相談支援にしても居宅介護にしても、まだまだ「障がい」の理解、制度の理解が難しいという声が聞かれる。個々のケース会議や自立支援協議会を通じての勉強会を実施した。特に精神障がいの理解については精神保健福祉相談員や地域活動支援センターの協力を得て、3回シリーズで勉強会を実施。精神科医の講演会も行う。</p> <p>各事業所が本人の立場に立った支援を展開し、区内に本人主体の支援体制が出来ていくよう、自立支援協議会の各部会において、「障がい」の理解・制度の理解・対人援助のプロセスの理解等の勉強会を開催するとともに、各事業所と一緒に現場に赴き、後方支援を行っていくことで一緒に向上していきたい。</p>	4	<p>本人主体の支援を根付かせていくべく、相談支援事業所・居宅介護事業所・日中施設が合同で模擬ケース会議の開催、障がい理解に関する居宅介護事業所との勉強会、精神保健福祉相談員と共同で対応が難しいアルコール依存症に関する勉強会等、現場の視線を大事にした運営を心がけ、既存資源に対し、障がい者支援への理解を求めた。</p> <p>机上のみならず、各事業所と一緒に現場を訪問し、共に考える取り組みを充実させていく。 また、自立支援協議会相談員部会において、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の方々と制度に関する勉強会を行い、地域における相談の裾野を広げていく。</p>
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけないことが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	4	<p>行政も含めた他機関と連携、会議（外部・内部）を重ねながら、支援困難事例に積極的に対応している。また、アセスメントについては本人の主体性を尊重した視点に基づいた分析を行う事で解決の糸口を探っている。</p> <p>指定相談支援事業所が抱える困難事例についても担当者会議に同席したり、本人への訪問に同席する事で事業所への助言・指導を行い、本人や家族からの話が聞けるような環境づくりを手伝う。</p> <p>今後も継続して困難事例に積極的に対応していく。どのような困難事例であっても、その本人の存在の尊重、本人のいるところから始めるという原点から対応していく。</p>	4	
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	2	<p>区障がい者相談支援センターの受託先が変わった事を事業所を始め、関係機関に伝えることで精一杯の1年であった。自立支援協議会等を通じて後方支援等、区障がい者相談支援センターの役割を伝えたが、地域住民への広報周知までは至っていない。</p> <p>区障がい者相談支援センター紹介のチラシ、パンフレットの有効活用を行い、区障がい者相談支援センターの存在そのものをアピールすると同時に、積極的に区内の地域各種団体・機関に出向いていく。</p>	3	<p>区社協の協力を得て、区内9地域における「このはな地域見守りタイ」研修会に出席。各地域のボランティアの方々を通じて、障がい児・者に対する理解と相談支援への協力を依頼した。また、チラシ・パンフレットについては、区役所の協力を得て各関係機関窓口を設置するなど有効活用を行っている。</p> <p>スーパーマーケットにおける月1回の広報活動を継続するとともに、積極的に区内地域各種団体・機関に出向いていく。</p>
b	地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	4	<p>自立支援協議会居宅介護部会と区役所地域保健との共同企画で「精神障がい者への関わりについて」をテーマに、精神科医の講演会を実施した。支援の現場最前線の声を集め、医療と福祉の連携についての講演には、障がい者支援だけでなく、保健師、地域包括、居宅介護、施設等いろんな分野から約40名の参加があった。</p> <p>支援者の意見を取り入れた、講演会や勉強会を実施したい。また自立支援協議会を通じて積極的に地域に出向くことで地域住民と交流を図っていききたい。</p>	4	<p>区内9地域における「このはな地域見守りタイ」研修会において、地域ボランティアの方々に地域住民からの実際の相談事例を基に障がいに関する説明や障害者差別解消法について啓発活動を行った。</p> <p>地域に暮らす一人ひとりが主体として尊重される地域社会を目指し、専門家だけでなく、地域のネットワークづくりのため、あらゆる機会を通じて、積極的に交流していきたい。</p>

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み	<p style="text-align: center;">昨 年 度</p> ①此花区作業所連絡会へ参加し、メンバーの話聞くことができた。具体的な関わりを持つことはできなかったが、今後は情報交換や勉強会の企画等で協力できることがないか検討していきたい。 ②西淀川区障がい者相談支援センターが実施している余暇活動へ此花区の利用者に声をかけ、一緒に活動を行った。今後も西淀川と共同運営し、此花区からの参加も増やしていくことで、一人暮らし等の利用者が互いに交流できる場を提供していきたい。	<p style="text-align: center;">今 年 度</p> ①西淀川区障がい者相談支援センターと合同で事例検討会の実施（11月12日） 相談支援事業所・居宅介護事業所・日中施設から計37名の参加があり、本人主体の対人援助プロセスを学ぶ。相談支援を中心にグループに分かれ、それぞれの視点から意見交換を行った。 ②7区（福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区・西成区）自立支援協議会合同研修会の実施（2月23日及び3月14日開催 約90名の参加） 桃山学院大学 松端教授による講演「より良いサポートの共有化に向けて」と実践報告（就労系・児童系）を行い、利用者を地域住民として理解した個別支援計画の作成や本人中心支援について研修を行った。 ③西淀川区障がい者相談支援センターが実施している余暇活動へ此花区の利用者に声をかけ、一緒に活動を行った。人手の問題等はあるが、可能な限り継続していく。 ④区社協や市障害児・者施設連絡協議会主催のイベントに参画し、利用者とともに運営や作品の展示を行った。

事業所名		此花区障がい者相談支援センター								変更又は改善内容							
2 日々の相談支援業務		平成27年度								平成28年度							
2-1 継続支援対象者数		平成27年度								平成28年度							
①利用登録者(継続支援対象者)の実人数(指定相談支援を除く)		平成27年度								平成28年度							
障がい種別	障がい種別	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数				
		身体障がい	視覚	2		2	0	0	1	0	1						
	聴覚				0	0	0	0	0								
	肢体	4	10	12	2	2	5	4	3								
	内部					0	0	0	0								
	計	6	10	14	2	2	6	4	4								
	難病		2	2	0	0	2	2	0								
	知的障がい	27	10	34	3	3	12	6	9								
	精神障がい	24	36	45	15	15	25	15	25								
	障がい児	1	5	4	2	2	3	2	3								
	重複障がい	2	9	9	2	2	7	3	6								
	その他		4	3	1	1	2	2	1								
	合計	60	76	111	25	25	57	34	48								
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計						
		3人	12人	10人	9人	34人	4人	16人	19人	16人	55人						
2-2 相談支援内容		平成27年度								平成28年度							
①延べ相談件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	利用登録者							0	10							10
		それ以外							0								0
聴覚	利用登録者								0								0
	それ以外								0								0
肢体	利用登録者	86	4	11	2	5			108	34	1	9		2		3	49
	それ以外							1	1	5							5
内部	利用登録者								0								0
	それ以外								0								0
計	利用登録者	86	4	11	0	2	0	5	108	44	1	9	0	2	0	3	59
	それ以外	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0	5
難病	利用登録者	2							2	7							7
	それ以外	1							1								0
知的障がい	利用登録者	50	4	7		4		5	70	68	1	6				3	78
	それ以外								0								0
精神障がい	利用登録者	205	12	74	7	13	4	24	339	219	21	121	3	2	13	48	427
	それ以外	17	2			2		1	22	3	1						4
障がい児	利用登録者	13	5	7					26	27		2				2	31
	それ以外	1							1	4							4
重複障がい	利用登録者	54	8	10		3		21	96	85	3	45		2	8	24	167
	それ以外	1							1	1							1
その他	利用登録者	16	2						18	9		1					10
	それ以外								0	1							1
合計	利用登録者	426	35	109	7	22	5	55	659	459	26	184	3	6	21	80	779
	それ以外	20	2	0	0	2	0	2	26	14	1	0	0	0	0	0	15
総合計		446	37	109	7	24	5	57	685	473	27	184	3	6	21	80	794
②相談の実施方法		来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計						
		18件	372件	250件	45件	685件	12件	516件	195件	71件	794件						

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
2-3 日々の相談件数の分析	平成27年度	平成28年度
	<p>区障がい者相談支援センターの受託先変更、当方の広報不足もあり、区民には迷惑をかけることも多かった。また、前受託先の松福会（よつば）は区役所の目と鼻の先に事務所があり、親しみやすく、わかりやすい運営をしていたため、恐らく本年度においても多くの相談を受けていたのではと思います。</p> <p>来所相談に不便をかけることを訪問（フットワーク）でカバーすべく全力を挙げていくことが重要と考えています。また自宅での話が難しい方については、引き続き区役所の協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>相談分析ですが、精神障がいがある方からの相談が多数を占めています。内容は様々ですが、長年親との生活が続き、本人は半ば引きこもりの状況になっているケースが数件あり、例えば、学校時代から相当頑張ってきて、周囲に合わせようと就労したが結局続かず、そのまま在宅生活になっており、将来の事を心配してといった内容です。似たようなケースは相当あるように感じています。本人が気持ちの上で立てられている所に寄り添いながら、最初の一步を支えていく事が大事であると考えています。</p> <p>また、親が要介護状態、兄弟も何らかの障がいがあるといった家族全体を視野に入れた支援策を求められるケースも少なくなかった。区障がい者相談支援センターと地域包括支援センター、本人が通っている生活介護事業所、訪問看護といった制度を超えての関係者で情報交換しながら進めていくケースも増えており、今後こういった個別支援会議が重要と考えています。</p>	<p>受託2年目の平成28年度は、自立支援協議会等を通じて、既存社会資源との関係深耕に努めてきました。部会についても提案に基づき、相談員部会・グループホーム部会を新たに設置し、5部会体制になり、それぞれの部会における議論が活発に行われるようになったと実感しています。それが区障がい者相談支援センターの広報にもつながってきたのではと考えています。実際相談受付ルートで見ると直接本人・家族からの相談が1.5倍に増えています。</p> <p>事務所の設置場所の問題で、来所相談に不便をかけていることを訪問（フットワーク）でカバーしてきたが、区役所や区民から区内移転の声も多く、次年度中に区内への移転を行う準備を進めています。</p> <p>相談分析ですが、引き続き、精神障がいのある方（重複含む）からの相談が多数を占めています。内容は就労が続かない、両親との関係悪化、共依存の疑い、部屋が片付かない等々様々ですが、病院からの退院支援依頼も増えてきています。それに伴い、精神科訪問看護事業所と連携する事が多くなっており、今後ますます医療と福祉の両輪支援が重要になってくるものと思います。</p> <p>複合的な問題を抱える相談（親の高齢化・兄弟も障がい・家庭内不和・生活困窮等）や知的には問題がない発達障がいの相談も少なくなく、障がい児・者支援機関だけではなく、他機関や専門機関とも連携できるよう、相談員の力量向上が求められると考えています。</p>

事業所名		此花区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		平成27年度				平成28年度			
①実施状況		入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数		
	身体障がい		2人			3人			
	知的障がい		3人		1件	7人			
	精神障がい	1件	15人			17人		2件	
	重複障がい	1件	2人	1件		3人		1件	
	難病・その他					2人			
	計	2件	22人	1件	1件	32人		3件	
②緊急対応の内訳		時間帯別		平日・休日別		時間帯別		平日・休日別	
	夜間出動			休日出動		夜間出動	2件	休日出動	
	日中出動	1件		平日出動	1件	日中出動	2件	平日出動	4件
	合計	1件		合計	1件	合計	4件	合計	4件
		出動要請者		出動内容		出動要請者		出動内容	
	本人		病気・けが等の発生	1件	本人	1件	病気・けが等の発生		
	家主		精神症状の悪化		家主		精神症状の悪化	3件	
	近隣		日常生活上のアクシデント		近隣		日常生活上のアクシデント	1件	
	警察・消防		家事・災害等		警察・消防		家事・災害等		
	医療機関		近隣からのクレーム		医療機関		近隣からのクレーム		
	その他	1件	その他		その他	3件	その他		
2-5 業務委託料の収支精算見込について		平成27年度				平成28年度			
①歳入		科目	金額	内訳	金額	内訳			
	業務委託料		9,761,000円		9,711,000円				
	預金利子								
	その他		4,380円	繰入金	198,229円	繰入金			
	合計		9,765,380円		9,909,229円				
②歳出		平成27年度				平成28年度			
	科目	金額	内訳	金額	内訳				
	人件費	8,931,495円		9,489,531円					
	常勤職員人件費	5,289,027円		4,408,399円					
	非常勤職員人件費	3,642,468円		5,081,132円					
	その他								
	物件費	833,885円		419,698円					
	報酬								
	賃金								
	報償費								
	消耗品費	195,742円		55,143円					
	印刷製本費	19,923円		19,309円					
	光熱水費	34,500円		27,598円					
	通信運搬費	278,716円	旅費交通費含む	189,201円	旅費交通費含む				
	手数料	24,433円		4,447円					
	筆耕翻訳料								
	使用料								
	不動産賃借料	19,205円		15,363円					
	備品購入費								
	その他	261,366円	福利厚生費・研修費・修繕費・損害保険料・会議費・諸会費等	108,637円	福利厚生費・研修費・修繕費・損害保険料・会議費・諸会費等				
	合計	9,765,380円		9,909,229円					

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について		
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	昨 年 度	今 年 度
	<p>区内での障がい者手帳発行数は約4,200（療育570、精神600、身体3,000）。単純にはいかないが、そのうち何らかの障がい福祉サービス受給者は約520人で手帳所持者のサービス利用率は12%に過ぎない。手帳の交付を受けている全ての方がサービスを利用するとは限らないが、まだまだつながりたいと思っている方、どうしたらいいかわからない方、そもそもそのような制度を知らない方等多数いるのではないかと推測される。どうすれば、そのうち1人でも2人でも何らかの支援につながる事ができるのか？これが区障がい者相談支援センターに求められる1つの課題と考えています。</p> <p>此花区はいわゆる社会資源が多いわけではないと思います。緊急で短期入所が必要な時の施設はなく、あるいは精神障がいがある方の居場所にもなる地域生活支援センターも残念ながら昨年度末に1か所閉鎖となり、区外の施設を利用している方もいます。</p> <p>ただ、普段のケース支援や自立支援協議会等を通じた区内各事業所とのきめ細かいやりとりや、民生委員等の地域の方々との連携を深めていくことで、此花区での地域生活を穏やかに過ごせることに力を注いでいきたいと思っています。その結果として支援につながっていない方々の存在に少しでも近づいていけるのではないかと信じ、積極的な取り組みをおこなっていききたい。</p>	<p>手帳所持者は約4,300人（療育600、精神700、身体3,000）に対し、福祉サービス受給者数は約600人であり、まだまだ相談もされていない、相談機関があることすらも知らない方が多数いると推測されます。</p> <p>委託2年目の本年度は、自立支援協議会の活性化や地域とのつながりを意識した運営を心がけてきたが、まだまだ不十分であり、地道に取り組んでいかなければならないと考えています。</p> <p>一方計画相談決定率は、区内相談支援事業所が7ヶ所（風の輪含む）に増え、区外の事業所も含めた協力で43.5%となり、市平均と同率となった。今後は量もさることながら、中身（質）の向上に力を注いでいきたい。</p> <p>社会資源の少なさを考えるのではなく、フォーマル・インフォーマル問わず、きめ細かいやりとりや訪問、各種研修企画等、障がい児・者支援に対する理解を深めてもらえるような活動を継続し、此花区が障がいのある人も、ない人も主体として尊重される地域社会になっていくよう、区障がい者相談支援センターとしての役割を果たしていききたい。</p>

事業所名		此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		昨 年 度	今 年 度
4-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	平成28年5月11日	平成29年5月10日
	出席者からの意見	<p>①発達障がい者の手帳はどうなっているのか？</p> <p>②来所相談者数が昨年度に比較すると差が大きいのは、区内に事務所がなく、相談する場所が分かりにくいことが理由であるとも考えられるが、区内に事務所を移転させることはないのか？</p> <p>③収支計算において、昨年度の「よつば」では、不動産賃借料の項目で約140万円が歳出で計上されている。</p> <p>④前回、虐待の件をこの場で取り上げたが、虐待との判断がされていない。自立支援協議会で取り上げた話であり、何らかの回答があっているのではないか。評価項目に対する自己評価の一部に疑問を感じる。</p>	①自立支援協議会において部会が整ったことは良かったのではないかと。
	0 相談支援事業所の概要		
	1 事業運営全般	④に関して 虐待かどうかは行政の判断であって、コアメンバー会議も行政が召集することから、区センターが必ず出席するのではなく、今回の自己評価の項目の回答とは異なる問題である。但し、協議会での意見等については、協議会として回答することになるが、質問に対する回答は区役所への要望であり、区役所が個別に回答することになる。	①に関して 本年度は昨年度の反省に基づき、自立支援協議会の活性化に取り組んだが、引き続き、障がい児・者支援に対する理解を深めてもらえる活動を継続していく。
	2 日々の相談支援業務	②に関して 法人においても、区民の利便性を考えると移転する必要があることは認識しており、検討中である。 ③に関して 歳入の項で、ほぼ同額の繰入金収入を計上されている。	
	3 区における地域課題について	①に関して 発達障がいに特化した手帳はない。精神か療育手帳を取られている方もいるが、手帳を所持していない方も多数いる。 (委員より) 発達障がいの人は自覚がない方も多く、手帳所持者は少ない。	

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨 年 度	今 年 度
	<p>当法人としては、本年度より事業を開始したため、昨年度までの委託先との引き継ぎや地域自立支援協議会の再構築について、行政、各関係機関・団体への協力要請を行った1年であった。</p> <p>連携・協働の面では、区障がい者相談支援センターとしてまだまだ努力不足の感が否めないが、次年度においてはネットワークの深更に努めていく。</p> <p>反面、個別ケース対応については期待されている面も感じるため、現場の声を丁寧に拾い、各事業所が問題を共有し、共に議論することを地道に積み上げていき、その結果利用者がいきいきとした地域生活を送れるよう実績を積み重ねていく努力を続けていく。</p>	<p>委託2年目の本年度は、地域自立支援協議会の活性化と地域とのつながりを意識した取組みを行ってきた。報告において委員より高く評価されたが、一方で地域への浸透はまだ不足しており、障がい児・者が住みなれた地域で普通に暮らせるよう、引き続き取組みを続けていく。</p> <p>個別ケースについては、難しい家族内調整や精神状態の悪化といった困難ケースが増えており、区障がい者相談支援センターとして力量向上を図っていくとともに、本人主体の支援が相談支援事業所を含む障がい福祉サービス事業所全体に根付かせていくことを目標とする。</p>